

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成25年10月22日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局

土地改良総合事務所長 岩屋 照美



1 工事概要

- (1) 工事名 平成25年度多良間地区集水井設置工事
- (2) 工事場所 沖縄県宮古郡多良間村塩川地内
- (3) 工事内容 国営土地改良事業地区調査「多良間地区」の一環として実施するもので、多良間島に存在する地下水を大規模農業用水源として利用する技術開発を行うため、集水井戸を新設するものである。
① 集水井設置 1基
② 観測孔設置 5箇所
③ 集水井付帶工 1式
- (4) 工期 契約締結日から平成26年3月27日まで
- (5) 本工事は、提出された技術資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、品質・安全等の確保がされないおそれのある極端な低価格での調達を見込んでないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (6) 本工事は、競争参加者の公表を落札者決定後に行う対象工事、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (8) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出するものとし、承諾を得た者は紙入札方式によることができる。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄総合事務局における平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、農林土木工事「B等級」、「C等級」またはさく井工事に認定されている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受け

ていること。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記（3）の再認定を受けた者を除く。

(5) 施工実績

- ① 平成10年4月1日以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。

また、経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、2社の場合出資比率が30%以上、3社の場合20%以上のものに限る。（1件まで）

- ② 同種工事とは、「さく井工」を言う。

なお、当該実績が各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評価点合計が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。

(6) 配置予定技術者

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

- ① 資料の提出時期に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。また、同一の技術者を複数の工事に重複して配置予定とすることは差し支えないものとする。

- ② 他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに申請書及び資料の提出を取下げ、または入札の辞退を行わなければならない。これらの行為を行わずに入札した者については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行う。

- ③ 平成10年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記(5)に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。なお資料については、施工経験のうち全施工期間に従事していた工事の中から代表的なものを記載する。ただし、全施工期間に従事していなかった場合であっても従事期間を確認できる資料を提出することにより、以下に示すいずれかの場合に限り発注者の判断においてこれを認める。

ア 同種工事の実施期間（準備工、後片付け工含む）のうち3分の2以上の従事が確認できる場合

イ 同種工事の実施期間（準備工、後片付け工含む）を含んで1年以上の従事が確認できる場合

- ④ 配置予定技術者は、2級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア 1級土木施工管理技士、または1級若しくは2級建設機械施工技士の資格を有する者。

イ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る））の資格を有する者。

- ⑤ 監理技術者にあっては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であり、上記（5）の工事経験を有する者であること。

- ⑥ 施工当時の従事役職が現場代理人・主任（監理）技術者以外であっても施工実績として記載することができる。

- ⑦ 共同企業体の構成員としての工事実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

- ⑧ 申請時において、他の工事に従事している場合は、工事名、発注機関名、工期、従事役職、本工事と重複する場合の対応措置を記載する。

- (7) 本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を

提出することはできない。

- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和60年8月6日付け総会計第642号）」に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、申請書及び資料の提出時に指名停止期間中であっても、当該指名停止の期間終了日が平成25年10月30日より前であれば、申請書及び資料を受け付ける。
- (9) 各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）が発注した工事でその主たる工種が上記(5)に示す同種工事（規模は問わない）となるもののうち、平成16年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (10) 次の記事項に該当しない者であること。
- ① 不誠実な行為の有無
　　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共事業からの排除要請、贈賄及び不正行為による指名停止、虚偽の技術資料の提出等
 - ② 経営状況
　　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の有無
 - ③ 安全管理の状況
　　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け改善を行っていない等の有無
 - ④ 労働福祉の状況
　　賃金不払い等による労働基準監督署からの通知があり改善を行っていない、退職金共済契約等の有無
- (11) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付19経1314号大臣官房経理課長通知）」及び「内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成22年3月31日付け府会第387号内閣府大臣官房会計課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 評価項目
- ① 企業評価
 - ② 技術者評価
- (2) 総合評価の方法
- ① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を30点とする。
 - ② 「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。
 - ③ 「加算点」の算出方法は、上記(1)の加算点の評価項目（企業評価、技術者評価）について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値が入札参加者の「評価点数の合計値」のうち最も高い者に30点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。
 - ④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（簡易のうち施工体制確認型の試行）は、予定価格の制限の範囲内で入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点+施工体制評価点+加算点}／入札価格、以下「評価値」という）により行う。
 - ⑤ 「技術者評価」について、複数の記載がある場合は、評価の低いもので評価するものとす

る。

- ⑥ 施工体制評価点の評価結果が低いものに対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

- ③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

4 入札手続等

- (1) 担当部局 〒901-0232 沖縄県豊見城市伊良波622番地
沖縄総合事務局土地改良総合事務所 庶務課経理係
電話098-856-6868

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 平成25年10月22日から平成25年10月30日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

- ② 場 所 上記4の(1)と同じ。

- ③ そ の 他 入札説明書の交付は無料である。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 平成25年10月22日から平成25年10月30日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

- ② 提出場所 上記4の(1)と同じ。

- ③ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が3MBを超える場合は、持参により受付期間内に提出すること。郵送又はFAXによるものは受け付けない。また、電子入札システムによりがたい者で、紙入札方式参加承諾願により発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

④ そ の 他

- ア 紙入札参加承諾願の提出期間及び場所は上記①、②と同じ。

- イ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ウ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。

- エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

(4) 入札の日時、場所

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

- ① 提出期間 平成25年11月18日から平成25年11月20日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、平成25年11月20日は午後3時まで。

- ② 提出場所 上記4の(1)と同じ。

- ③ 開 札 平成25年11月21日 午前10時00分 土地改良総合事務所 会議室

- ④ そ の 他 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、分任支出負担行為担当官から

送付された競争参加資格確認通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

(5) 入札説明書に対する質問

入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間 平成25年10月22日から平成25年11月14日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

② 提出場所 上記4の（1）と同じ。

③ その他 書面は持参、又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）することにより提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。

(6) 上記（5）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間 平成25年10月22日から平成25年11月15日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

② 閲覧場所 上記4の（1）と同じ。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除する。

② 契約保証金 納付（保険金の取扱店 日本銀行那覇支店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店）。

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁は沖縄総合事務局土地改良総合事務所）。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、発注者支援データベースシステムにより配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 契約後VE方式の対象工事

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

(8) 当該工事の直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無 無。

(9) 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4の（1）と同じ。

(11) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

上記2の（3）に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も、上記4の（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

(12) 予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る事項のうち、前金払の金額は請負代金額の10分の2以内、また、契約保証金の額は10分の3以上とする。

(13) 違約金

本契約に関し、受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、または受注者が厚生事業者である事業者団体が同法8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- ② 受注者の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1号に規定する刑が確定したとき。

受注者が上記の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(14) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

監督体制の強化等

① 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年3月31日付け農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。

② 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。

③ 受注者側技術者の増員について

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となつた場合、受注者は沖縄総合事務局管内直轄工事（農林水産部発注工事）において、本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点での施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア 工事成績70点未満の評定を通知された者

イ 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

(15) 低入札価格調査対象工事に係る対策について

- ① 次に示す段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

ア 施工確認段階

イ 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

ウ 下請け契約状況調査（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

- ② 上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において沖縄総合事務局管内（農林

水産部発注工事) の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を次のとおり減点する。

【総合評価落札方式の場合】

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

- ③ 上記①に示す文書指示の回数が2回に達した場合、沖縄総合事務局管内(農林水産部発注工事)の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

【入札参加の制限の考え方】

対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した沖縄総合事務局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合には、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

- ④ 本工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、上記②と同様の措置を講ずる。

(16) 詳細は入札説明書による。